

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書

昨年6月に開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議では、核兵器の非人道性を再確認するとともに、核兵器に依存した安全保障を批判し、条約への参加促進や核被害者援助など、条約の内容を実現する方策を盛り込んだ最終文書である「ウィーン宣言」と具体的な手順や行動を定めた「ウィーン行動計画」が採択された。

この会議には、核の傘の下にありながらオブザーバー参加した国があったものの、核保有国やその同盟国の多くは参加せず、今後、核兵器禁止条約の実効性を高めるためには、これらの国の参加が大きな課題となっている。

現在、核兵器禁止条約には69カ国・地域が批准し、署名国は国連加盟国の半数に迫る93カ国・地域に達している（2023年9月19日時点）。そこで、核兵器禁止条約の効果的な運用と発展のためには、核保有国やその同盟国をはじめ多くの国が参加し、議論が行われることが重要である。

このような中、本年5月には、被爆地である広島においてG7広島サミットが開催され、G7首脳が平和記念公園を訪れて被爆の実相に触れるとともに、長崎においてはG7長崎保健大臣会合が開かれ、各国閣僚により平和公園で献花が行われた。

戦争被爆から78年が経過した今もなお核兵器使用のリスクに世界が直面する中で、唯一の戦争被爆国である我が国は、核兵器廃絶に向け特別の役割と責任を負っている。

よって、本市議会は、日本政府に対し、核兵器のない世界の実現という被爆者の切なる願いを真摯に受け止め、次の事項を推進し、核保有国と非核保有国の橋渡しを努めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう、78年前の沖縄戦で20数万人の尊い人命が奪われたここ沖縄の地から強く要請する。

記

1. 日本政府は唯一の戦争被爆国として、核兵器廃絶への決意を明確に示すために、11月の核兵器禁止条約の第2回締約国会議にオブザーバー参加すること
2. その上で、日本政府は核保有国と非保有国の橋渡し役となり、日本を含めた未だ核兵器禁止条約に署名・批准していない国も、同意し署名・批准できるような国際間の調整役などの主導的な役割を果たすこと
3. 日本政府は核廃絶と世界の恒久平和を目指して、核兵器禁止条約と核兵器不拡散条約など核軍縮に関する各条約の実効性を高めるため主導的役割を果たすこと

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年（2023年）10月4日

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣